

2013年1~2月 月別労働相談処理状況

(札幌地区連合会さっぽろ労働相談センター)

月別	当月相談受付数						相談手段					個人加入労働組合関与事案 処 理 数										労 組		備 考						
	合計	新規			再度			来訪	電 話			NET / FAX / 他	当 月 新 規					継 続					合計		個人加入	組合結成				
		小計	処理不能	処理移行	機関紹介	小計	処理不能		処理移行	機関紹介	連合		パ111番	フリーダイヤル	札幌	石狩	他	団交	労委	裁判	小計	団交					労委	裁判	その他	
																														終結
1	37	37	23	1	13			3	9	10	12		3				1	1	2	7		2		3	2	17	1		1月	
2	76	76	54	4	18			4	18	14	37	1	1	1	2	2			4	1	7		2		3	2	19	5		2月
3																														3月
4																														4月
5																														5月
6																														6月
7																														7月
8																														8月
9																														9月
10																														10月
11																														11月
12																														12月
計	113	113	77	5	31			7	27	24	49	1	4	1	2	3			5	3	14		4		6	0	5	6		札幌地区労働相談センター

(注) 表中の数字、項目区分は次による。

- 「当月労働相談受付数」の事項について
  - ① 当月の相談受付票に基づく分類で、「処理不能」は処理困難な事案及びアドバイスのみで終わった事案。「処理移行」は事案処理に移行した数。「機関紹介」は事案処理に適した機関等の紹介。
  - ② 「再度」は前月以前の相談者からの再相談（以前の相談事項との異同は問わない）。
- 「相談手段」の「電話」は使用された加入電話の別。「フリーダイヤル」は相談者の現在地で「札幌」は同市内、「石狩」は石狩地方、「他」は札幌、石狩以外の地域で本州を含む。
- 「個人加入労働組合関与事案数」について
  - ① 相談者が相談事案解決のために当相談センターが紹介した個人加入労組に加入し、当該労組が着手したとき、解決方法別に事案数を記載する。
  - ② 「当月新規」は当月着手のもの。相談受付欄の「処理移行」と月が異なる場合がある。「継続」は前月迄の関与事案で未解決となっている事案数。
  - ③ 団交、労委、裁判は事案解決の方法。「団交」は使用者との団体交渉、「労委」は労働委員会のあっせん又は審査、「裁判」は裁判一般のほか、労働審判、小額訴訟等を含む。
  - ④ 継続する事案で解決方法を変更した場合、変更前を「終結」に、変更後を「継続」に記載する。この場合、「終結」欄には変更数を内数としてカッコで付記する。
  - ⑤ 複数の解決方法が並行する場合は、いずれも「継続」とし、解決したときは主たる解決方法を終結とし、他の解決方法は前項の内数付記に倣って記載する。
  - ⑥ 「合計」の最下行にある「終結」は、「当月新規」及び「継続」の終結事案のみの合計数。ただし、「その他」の終結数は含まない。
- 「労組」の「結成」は相談を契機に結成された組合数、「個人加入」は同様に個人加入労組に加入した相談者数。